

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年9月15日

旭川市長職務代理者  
旭川市副市長 表 憲 章

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旧東海大学旭川キャンパス施設内側溝清掃業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旧東海大学旭川キャンパス施設内側溝清掃業務

イ 履行期間

令和3年5月1日から令和3年11月30日まで

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市6条通9丁目 旭川市役所総合庁舎9階

旭川市総合政策部政策調整課

電話 0166-25-5358

### 2 契約の相手方の選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずるものとして市長の認定を受けた者であること。

### 3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人 旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴収し、その見積金額が予定価格内で最低価格の者と契約を締結する。